

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第1区分
【発行日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【公開番号】特開2014-74716(P2014-74716A)
【公開日】平成26年4月24日(2014.4.24)
【年通号数】公開・登録公報2014-021
【出願番号】特願2013-207093(P2013-207093)
【国際特許分類】

G 0 1 R 1/067 (2006.01)

【 F I 】

G 0 1 R 1/067 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月30日(2016.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プローブヘッドの第1の組のピンを第1の回路と接続するためのインピーダンス制御要素であって、前記第1の組のピンのインピーダンスを制御するように構成されており、誘電体基板を含むインピーダンス制御要素と、

前記プローブヘッドの第2の組のピンを前記第1の回路と接続するための導電性プレーンであって、電源又は接地のうち少なくとも1つに結合されており、金属層及び導電性接着材の層を備える導電性プレーンと、

前記誘電体基板の中に少なくとも部分的に埋め込まれ、前記第1の組のピンを前記第1の回路と接続する第1の組の導電体と、

前記誘電体基板及び前記導電性接着材の層の中に少なくとも部分的に埋め込まれ、前記第2の組のピンに電力又は接地のうち少なくとも一つを供給する第2の組の導電体と、を備えるプローブカードインターフェース。

【請求項2】

前記誘電体基板が2つの接地プレーンの間に結合されている、請求項1に記載のプローブカードインターフェース。

【請求項3】

前記第1の組のピンのうち1つ又は複数のピンが導電性ワイヤを備える、請求項2に記載のプローブカードインターフェース。

【請求項4】

前記導電性プレーンが接地に結合されている、請求項1に記載のプローブカードインターフェース。

【請求項5】

前記第2の組のピンが少なくとも電源ピン及び接地ピンを含む、請求項4に記載のプローブカードインターフェース。

【請求項6】

前記接地ピンが、前記第2の組の導電体の導電性ワイヤを介して前記導電性プレーンに結合されている、請求項5に記載のプローブカードインターフェース。

【請求項7】

前記電源ピンが前記第2の組の導電体のシールド線を介して前記第1の回路の電源に結

合されている、請求項 6 に記載のプロブカードインターフェース。